

北上市集落支援員設置規則

(設置)

第1条 人口減少が進む和賀・川東地域（北上市市長部局行政組織規則（平成8年北上市規則第2号）第5条第1項第4号アに規定する和賀・川東地域をいう。）の振興支援の一環として、住民同士の話し合いを促進することにより、住民同士が地域の現状や課題、今後のあるべき姿等について改めて認識を共有した上で地域の課題に取り組めるようにするため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）に基づき、北上市集落支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(任命)

第2条 支援員は、心身ともに健康で、意欲を持って職務を誠実に遂行できると認められる者のうちから、市長が任命する。

2 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員とする。

3 支援員の任期は、任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

(職務)

第3条 支援員は、次に掲げる職務（以下「支援活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域の点検による現状の把握及び整理
- (2) 地域課題を明らかにするための住民同士の話し合いの促進
- (3) 地域課題の解決に向けた取組の支援
- (4) 地域と関係機関との連絡調整
- (5) その他市長が必要と認める活動

(身分証明書)

第4条 支援員は、支援活動を行うときは、身分証明書（別記様式）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

(表)

第　号	北上市集落支援員身分証明書
氏名	写真
生年月日	
上記の者は、北上市集落支援員設置規則に基づく集落支援員であることを証明する。	
有効期間　年　月　日から　年　月　日まで	
北上市長	印

(裏)

注意事項
<p>1 支援員は、支援活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 支援員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造してはならない。</p> <p>3 支援員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届けなければならない。</p> <p>4 支援員は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。</p>